

## 各種申請書提出のポイント

- ・ 傷病手当金 ・ 出産手当金 ・ 出産育児一時金
- ・ 埋葬料(費) ・ 高額療養費 ・ 療養費(立替・治療用装具)など

認定事業所数  
(令和6年8月末時点)

**1,494社**

が健康づくり宣言を  
しています!!

申請書をコピーして使わない



印字位置がずれてしまったり、印字が薄くなります。

【読み取り部分】へのメモ書き、  
ホッチキス、付せん、のり付け  
はしない



【読み取り部分】とは、  
申請書四隅の黒線、記号番号、様式番号となります。

協会けんぽから申請書を入手した場合、  
申請書の切り離しはしない。



協会けんぽから傷病手当金や出産手当金の申請書をお送りする場合は、A3版の申請書となりますが、切り離す必要はありません。

ホームページから申請書をダウンロードした場合、  
画面印刷・縮小拡大印刷・トナーセーブはしない



A4片面、「実際のサイズ」で印刷してください。

記入漏れや不備を減らす  
記入ポイントを掲載しています！  
スムーズに審査を行うために、  
ご提出前のご確認をお願いいたします。  
※郵送でご申請ください。

詳細はこちら

茨城支部HP

広報

申請書の記入ポイント



お問い合わせが特に多い、  
傷病手当金支給申請書・  
高額療養費支給申請書については  
書き方動画もアップしています。  
ご確認ください。

協会けんぽ 茨城

検索

茨城支部

バナーを  
クリック

茨城支部へのアクセス  
電話番号はこちらをご覧ください  
〒310-8502  
水戸市南町3-4-57  
水戸セントラルビル  
窓口・お問い合わせ先

協会けんぽの加入者・事業主の皆様へ  
令和6年3月分(4月納付分)からの  
**保険料率**の  
お知らせです。  
保険料率・健康づくりに関する  
特設サイト公開中!

各種申請書について  
新様式のご使用をお願いします。  
申請書の書き方動画を公開中

## 健康保険給付金に関する意外と知らない!? 知っ得情報! Part2 ～出産育児一時金・埋葬料(費)の時効編～

申請書の種類	申請期限(時効)
出産育児一時金 (出産したとき)	出産日の翌日から <b>2年</b>
埋葬料(費) (亡くなったとき)	死亡した日の翌日から <b>2年</b> (埋葬費は埋葬を行った日の翌日から <b>2年</b> )

※時効経過後にご申請いただいた場合、給付金をお支払いすることができませんのでご注意ください。

# 協会けんぽ茨城支部移転のお知らせ

協会けんぽ茨城支部は令和7年2月25日(火)に移転いたします。

〒310-8502  
茨城県水戸市宮町1-2-4 マイムビル 9階(水戸駅北口直結)

電話番号 029-303-1500(代表)

FAX 029-303-2100

※電話・FAX・郵便番号に変更はありません。

- ◆ 現所在地窓口での申請書等の受付は、通常通り令和7年2月21日(金) 17:15までです。  
(郵送物については、移転後当分の間は新住所に転送されます。)
- ◆ 現在お使いの健康保険証や高齢受給者証、限度額適用認定証等の各証につきましては、保険者住所欄に現在の住所が記載されていますが、移転後もそのまま使用できます。

## 健康づくり推進事業所として認定させてください!

多くの申し込みがあったので  
前回に引き続き、健康づくり推進事業所のお知らせ!

### ～健康づくり推進事業所認定特典のご案内～

- ・お口の健口教室
  - ・お薬と健康教室
- ➡ 同封の申込書をご覧ください。

協会けんぽが  
サポートします!  
詳細はこちら



### ～まだ認定をされていない事業所様へご案内～

茨城県では従業員の健康づくりに取り組む事業所が増えています!  
たとえば、健診結果から要精密検査対象者に声掛けをしたり、  
禁煙に力を入れたり、できることから始めてみる事業所も多数!  
まずは、茨城支部に同封の宣言書をご提出ください。

## ～お知らせ～

令和6年12月2日から健康保険証は発行されなくなります。

※現在お持ちの健康保険証は退職等で資格喪失にならない限り令和7年12月1日まで使用できます。  
「医療機関等を受診する際にマイナンバーカードを一度使ってみませんか?」  
(詳しくは同封のチラシをご覧ください。)



全国健康保険協会 茨城支部  
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

〒310-8502  
水戸市南町3-4-57  
水戸セントラルビル  
☎029-303-1500(代表)

マイナ保険証を  
使用しましょう!

※2024年12月2日から  
健康保険証は発行されなくなります。

